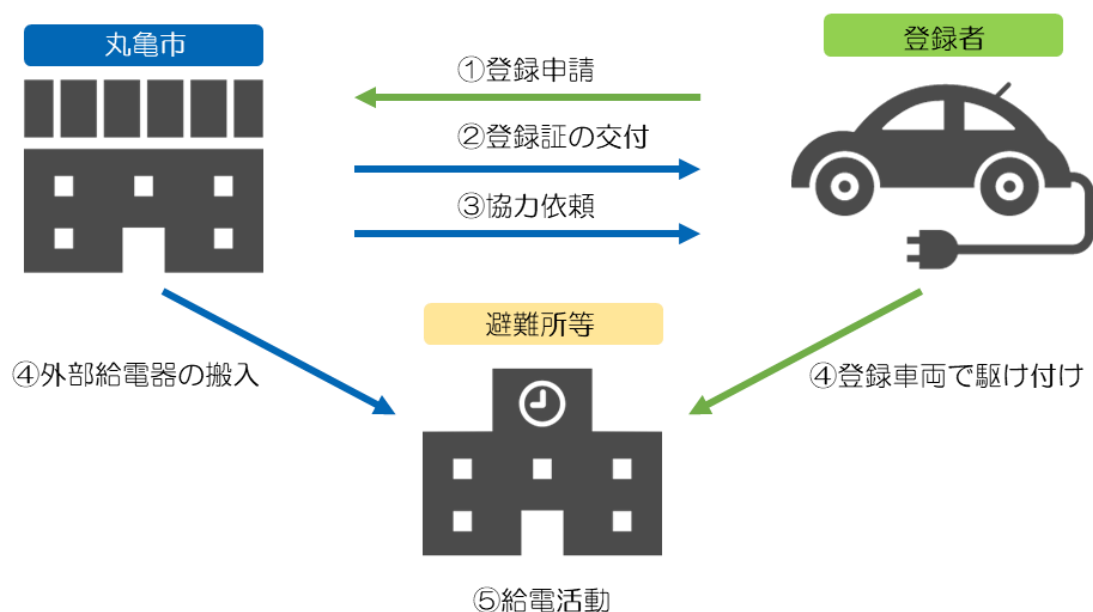


## 丸亀市 EV 給電サポーター制度 概要

### ◆ 丸亀市 EV 給電サポーター制度とは

丸亀市 EV 給電サポーター制度とは、外部給電が可能な EV・PHV・FCV の車両をお持ちの方にあらかじめ登録いただき、災害による停電時の避難所等への給電にご協力いただく制度です。



### ◆ 制度概要

#### 1. 対象車両

外部給電が可能な EV 自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池自動車

#### 2. 対象者

市内に在住する方（市内に所在する法人含む）で、対象車両を使用する方

#### 3. 活動内容

大規模災害による停電が発生した避難所等での給電活動

※事前に協力依頼を行い、同意いただける場合に当該活動へ参加いただきます。

#### ◆ 補償・報酬について

・災害時に市から協力依頼を受けた方に対し、市の費用負担によりボランティア活動保険に加入します。

※活動中の事故等で、登録者本人がケガをした場合や、他人の生命や身体を害した場合、他人の財産を破損などした場合に補償される保険内容です。

※ボランティア保険の加入費用は市が全額負担します。

※補償の額・内容等の詳細については、全社協被災地支援・災害ボランティア情報をご確認ください。

※補償の対象となる活動には、自宅等と活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。

※自動車による事故は、登録者自身の負傷等のみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。（登録者が加入する自動車保険での対応をお願いします。）

・登録者の活動は無報酬とし、食費、旅費、給電に要した電気代相当額等の活動に要する費用は自己負担でお願いします。

・対象車両が市の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は滅失した場合は、市が損を賠償します。

#### ◆ 登録の申請

##### (1) 登録の申込

登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、\*自動車検査証の写しと併せて丸亀市市長公室危機管理課へご提出ください。

※令和5年1月4日以後に自動車検査証が発行された車両（軽自動車を除く。）の場合は自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写しをご提出ください。

##### (2) 審査

丸亀市市長公室危機管理課において、(1)で提出された内容を審査します。

##### (3) 登録証の交付

登録要件を満たしていることを確認できた場合は、「登録証」を交付いたします。

※登録証は(1)で記載の住所へ郵送します。

#### ◆ 登録内容の変更

登録申込書の記載内容に変更があった場合は、登録内容変更届出書（様式第3号）を提出してください。

なお、登録車両に変更があった場合は、変更後の対象車両の自動車検査証の写しの添付が必要です。

※令和5年1月4日以後に自動車検査証が発行された車両（軽自動車を除く。）の場合は自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写しをご提出ください。

◆ **登録の解除**

登録の解除を申し出る場合、又は登録要件を喪失した場合は、登録解除申出書（様式第4号）をご提出ください。

◆ **提出方法及び提出先**

提出方法：持参、郵送、メール

提出先：丸亀市市長公室危機管理課 宛

住 所：〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市役所4階 危機管理課

E-mail：[kikikanri-k@city.marugame.lg.jp](mailto:kikikanri-k@city.marugame.lg.jp)

◆ **登録いただいた事業所のご紹介**

SDGs に取り組む企業・団体として事業所のイメージアップにつなげていただくとともに、登録者の促進を図るため、希望される事業所名を市 HP にて一覧として紹介させていただきます。

※個人の方でも市 HP での紹介を希望される場合は承ります。